

青森県報

第三千九百十四号

平成二十六年
十月二十九日
(水曜日)

目次

告 示

- 障害福祉サービス事業者の指定…………… (障害福祉課) ……
- 障害者の日常生活及び社会生活を総合的に支援するための法律による自立支援医療機関の指定…………… () ……
- 自動車専用道路の指定…………… (道路課) ……
- 出先機関…………… () ……
- 道路の位置の指定…………… (上北地域局) ……

告 示

青森県告示第七百六十三号

障害者の日常生活及び社会生活を総合的に支援するための法律（平成十七年法律第百二十三号）第二十九条第一項の規定により、次のとおり障害福祉サービス事業者を指定したので、同法第五十一条第一号の規定により公示する。

平成二十六年十月二十九日

青森県知事 三 村 申 吾

名 称	指定障害福祉サービス事業者	障害福祉サービスの種類	障害福祉サービスを行う	指 定 年 月 日
所 在 地	主たる事務所の所在地		障害福祉サービスを行う所	

社会福祉法人親泉会	八戸市大字是川字檜館平三〇の二二	短期入所	レストこだま2	八戸市大字十日市字塚下一の二	平成二六・一
有限会社のりた調剤	五所川原市字布屋町五六の二	居宅介護	ヘルパースの社	五所川原市大字漆川字清水流二の三	"
有限会社のりた調剤	五所川原市字布屋町五六の二	重度訪問介護	ヘルパースの社	五所川原市大字漆川字清水流二の三	"
有限会社のりた調剤	五所川原市字布屋町五六の二	同行援護	ヘルパースの社	五所川原市大字漆川字清水流二の三	"

青森県告示第七百六十四号

障害者の日常生活及び社会生活を総合的に支援するための法律（平成十七年法律第百二十三号）第五十四条第二項の規定により、自立支援医療機関（育成医療及び更生医療）を次のとおり指定したので、同法第六十九条第一号の規定により公示する。

平成二十六年十月二十九日

青森県知事 三 村 申 吾

名 称	所 在 地	指 定 年 月 日
テルス調剤薬局	弘前市大字境関字西田三三の一五	平成二六・一
サカ工薬局田面木	八戸市大字田面木字堤下一五の三	"
サカ工薬局柏崎	八戸市柏崎六丁目三の五	"
サカ工薬局24	五所川原市字川端町三二	"
おぶち薬局	上北郡六ヶ所村大字尾駁字野附二三四の一	"

青森県告示第七百六十五号

道路法（昭和二十七年法律第八十号）第四十八条の二第二項の規定により、次のとおり自動車のみ的一般交通の用に供する道路の部分を指定するので、同条第四項前段の規定により公示する。

なお、その関係図面は、告示の日から平成二十六年十一月二十八日まで青森県県土整備部道路課において一般の縦覧に供する。

平成二十六年十月二十九日

青森県知事 三 村 申 吾

路線名	指定する道路の部分	指定する期日
一般国道一〇一号	五所川原市大字太刀打字柳川二二九の一からつがる市柏稲盛岡本九七の一まで	平成二〇一〇年

出 先 機 関

上北地域県民局告示第六号

建築基準法（昭和二十五年法律第二百一十号）第四十二条第一項第五号の規定により、次のとおり道路の位置を指定したので、青森県建築基準法施行細則（昭和三十六年二月青森県規則第二十号）第十七条の規定により公示する。

なお、その関係図面は、青森県県土整備部建築住宅課、上北地域県民局地域整備部及び十和田市役所に備え置いて縦覧に供する。

平成二十六年十月二十九日

上北地域県民局長 三 上 俊 孝

位置	延長	幅員	指定年月日
十和田市東十四番町二五の三三	五・〇メートル	六・〇メートル	平成二〇一〇年

（発行所・発行人）
青森市長島二丁目一番一号
青森県

（印刷所・販売人）
青森市第一問屋町二丁目番七七号
東奥印刷株式会社

毎週月・水・金曜日発行
定価小口一枚二付十五円四十四銭